

信州防災アプリ広報業務 委託仕様書 (案)

本仕様書は、長野県（以下「委託者」という。）が受託事業者（以下「受託者」という。）に対して信州防災アプリの広報を委託するにあたり、委託契約書に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

1 業務名

信州防災アプリ広報業務

2 目的

現在開発中の、スマートフォン等の位置情報に応じて最適な避難行動を促す情報を通知する「信州防災アプリ」（以下、アプリという）を周知しインストールを促すことで、住民自らによる適時適切な避難行動等を支援し、「自らの命は自らが守る」意識の醸成を図る。

3 業務内容

下記(1)～(4)について、効果的な実施方法の提案及び実施を求める。なお、(1)～(3)の提案は必須とするが、(4)の提案については必須とせず、提案者の判断によることができる。

(1) インターネット広告の企画・制作・出稿・運用管理

ア 発信する情報

- ①アプリの周知
- ②アプリのインストールの促進
- ③その他

※詳細については委託者と受託者が協議の上、決定する。

イ 掲載期間

- ①令和3年9月30日まで
- ②令和3年10月1日～12月31日まで

※いずれも、詳細については委託者と受託者が協議の上、決定する。

ウ 広告の種類

静止画または動画、両方を用いることも可とする。

エ 使用する媒体

目的達成に資すると思われる媒体プランの提案を求める。

オ 使用する言語

日本語を原則とするが、委託者と受託者が協議の上、変更することができる。

カ 留意事項

- ①パソコン、スマートフォン及びタブレットのいずれにおいても機能するデザインとすること。
- ②直感的に情報を理解できるよう、広告の見やすさを確保する（意匠デザイン性）こと。
- ③障がいの有無などに関わらず、誰にでも分かりやすい表示とする（ユニバーサルデザイン性）こと。

(2) インターネット広告の効果測定と改善策の実施

インターネット広告の運用効果を最大化させるため、次の業務を行う。

ア 効果測定及び検証レポートの提出（毎月）

イ 上記アを基にした改善点及び改善策について委託者との協議、改善策の実施（毎月）

(3) ポスターの企画・制作・出稿

ア 発信する情報

①アプリのインストールの促進（QRコード等、ポスターからインストール手続きができる情報を掲載すること）

②マイタイムライン機能と期待できる効果

③ハザードマップや防災県民手帳等、②以外の情報

④その他

※詳細については委託者と受託者が協議の上、決定する。

イ 納品期限

令和3年9月中旬

※詳細については委託者と受託者が協議の上、決定する。

ウ ポスターの規格

A2サイズ以上とし、用紙は指定しない。

エ 作成枚数

300枚以上とする。

オ 留意事項

①同デザインのA3、A4サイズのデータも作成すること。

②直感的に情報を理解できるよう、ポスターの見やすさを確保する（意匠デザイン性）こと。

(4) その他の広報手段

必須ではない。

新聞広告やバナー広告の作成等、アプリの必要性のPR、インストール数の増加に資すると思われる提案を希望する。

5 契約期間

契約日から令和4年1月20日まで

6 成果品

(1) 委託業務完了報告書（本業務で実施された内容、講じた改善策及び結果等）

(2) 本業務で制作した広報素材データ（CD-R等の磁気媒体によるデータで納品のこと）

(3) 納品期限 令和4年1月20日

7 成果品の提出先

〒380-8570

長野県長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県庁西庁舎 3 階

長野県危機管理部危機管理防災課防災係

8 留意事項

- (1) 契約締結後、委託者は受託者に対し支援情報を提供する。
- (2) 広告及び各情報については、事前に県の許可を受けてから出稿又は投稿を行うこと。
- (3) 本業務で制作した広報素材データは、アプリの広報の目的の範囲内で、本業務以外でも活用することがある。
- (4) アプリの背景地図に GoogleMap を使用しているため、作成する広報物に同マップのキャプチャを利用できないことに留意すること。
- (5) 制作物が他の所有者や著作権、肖像権を侵害するものでないこと。
- (6) 次に掲げるサイトへ広告を掲載しないよう配慮すること。
 - ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。
 - イ 公の秩序若しくは善良の風俗に反する者又はそのおそれがあるもの。
 - ウ 人権その他の他者の権利を侵害するもの又はそのおそれがあるもの。
 - エ 政治性または宗教性のあるもの。
 - オ 特定の主義主張を目的とするもの。
 - カ 上記に掲げるもののほか、委託者が広告を掲載することが適当でないと認められるもの。
- (7) 前号に記載されているサイトなど、掲載することが不適切なサイトに広告が掲載されたことが判明した場合は速やかに出稿を停止し、委託者に報告の上、対応を検討すること。
- (8) 仕様書に記載なき事項、事業内容の変更等、疑義が生じた場合は委託者と受託者が協議して定める。